

令和 7 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策研究事業）「処方薬や市販薬の乱用又は依存症に対する新たな治療方法及び支援方法・支援体制構築のための研究」
（研究代表者 松本俊彦）
研究報告書

「処方薬・市販薬による中毒死の実態に関する研究」

研究分担者 引地 和歌子
東京都監察医務院 部長監察医

【研究要旨】

研究目的：東京都 23 区における処方薬・市販薬による中毒死の実態および経時的変化を、該当事例の後ろ向き調査により明らかにする。

研究方法：東京都 23 区におけるすべての外因死事例を網羅している東京都監察医務院において、令和 2 年（2020 年）から令和 6 年（2024 年）にかけての原死因が医薬品中毒に該当すると診断された事例を抽出し、そのうち医師による処方箋を必要としないで入手された薬剤（いわゆる市販薬）が死亡に関与していると判断された事例の分析を後ろ向きに行った。

研究結果：医薬品中毒に該当した事例数は 5 年間で合計 514 例であった。そのうち市販薬が死亡に関与していると判断された事例は合計 56 例であり、全医薬品中毒事例数の 1 割強を占めていた。その経時的な内訳は、令和 2 年（2020 年）5 例、令和 3 年（2021 年）9 例、令和 4 年（2022 年）11 例、令和 5 年（2023 年）16 例、令和 6 年（2024 年）15 例であり、全体的な事例数としては多いとは言いがたいものの、微増傾向を認めていた。なお、このうち、市販薬が直接的に死に関与していると判断ないし推定された事例は 49 例であった。該当事例において使用されていた市販薬はばらつきを認めたものの、最頻出は 20 例に上った、ジフェンヒドラミンを含有する市販薬で、全体の 4 割近くを占めていた。

考察と結論：当院にて取り扱われた、東京都 23 区内における医薬品中毒による死亡事例数は、全体（年間毎 16000 例強）と比較すると極少数であり、調査対象期間 5 年間においては市販薬が死亡に関与していると考えられた事例数は微増傾向を認めていた一方、年毎のばらつきも認められた。本研究のテーマは社会的な側面が大きいと、今後も引き続き継続的に注視していく必要があり、研究期間終了後も経時的な事例数の増減傾向および事例毎の内容の検討を重ねたいと考えている。

研究協力者
なし

A. 研究の背景と目的

処方薬や市販薬による過量服薬が医学的・社会的な問題と認識されて久しく、救急医学や精神科領域を中心とした臨床の医療現場のみならず、東京都等の自治体からも、時流の変化を反映した実態報告や注意喚起が叫ばれている。しかしながら、死亡事例に至っては届出の性質上、事例毎の背景を含めた詳細な実態把握が困難であるのが実情であり、経時的な変化や直近の実態を含めて不明な点が多い。東京都監察医務院は、東京都 23 区における、医薬品中毒を含めた外因死事例を全数把握している唯一の機関である。この特性を生かし、令和 2 年（2020 年）から令和 6 年（2024 年）にかけてのいわゆる市販薬が死亡に関与していると判断された事例について、事例毎に後ろ向きに分析を行うこととした。

B. 研究方法

令和 2 年（2020 年）から令和 6 年（2024 年）の 5 年間ににおける、原死因が医薬品中毒に該当すると診断された事例（ICD-10 コード上、T36.0-T50.9）のうち、令和 2 年（2020 年）から令和 6 年（2024 年）にかけての原死因が医薬品中毒に該当すると診断された事例（ICD-10 コード上、T36.0-T50.9）を抽出し、そのうち医師による処方箋を必要としないで入手された薬剤（いわゆる市販薬）が死亡に関与していると判断された事例に関し、当院にて保管されている関連書類を事例毎に確認し、分析・考察を行った。

C. 研究結果

医薬品中毒の該当事例数は令和 2 年（2020 年）から令和 6 年（2024 年）の 5 年間ににおいて合計 514 例（男女比 224 : 290 例）であり、そのうち市販薬が死亡に関与していると判断された事例は合計 56 例であった。経時的な内訳としては、令和 2 年（2020 年）5 例、令和 3 年（2021 年）9 例、令和 4 年（2022 年）11 例、令和 5 年（2023 年）16 例、令和 6 年（2024 年）15 例であり、

全体的な事例数としては多いとはいえないものの、微増傾向を認めていた。このうち、市販薬が直接的に死に関与していると判断ないし推定された事例は 49 例であった。なお、該当期間中、東京都監察医務院における全取扱事例数は 77614 例であった。

いわゆる市販薬が死亡に関与していると判断された事例は、自殺既遂目的による自主的な購入が唆された事例も多い中、認知症患者による外用薬の誤飲の事例も含まれていた。本来日本国内で入手するには医師による処方箋を必要とするものの、インターネットを通じて購入し、海外から個人輸入された薬剤や、非医療従事者が吸入麻酔薬であるセボフルレンを所持・使用して死亡に至っていた事例、医療関係者が劇薬であるプロポフォールを悪用していた事例も認められた。一方で、警察による環境捜査を経ても、入手経路および時期が不明な事例も散見された。最頻出は 20 例に上った、ジフェンヒドミンを含有する市販薬であった。

D. 考察

ジフェンヒドミンを含有する薬剤は第二種医薬品に分類されており、対面での服薬指導等は義務化されておらず、インターネット上の購入にも制限は設けられていないのが現状である。医薬品中毒死亡事例の大半は処方薬が原因であり、全体に占める割合としては大きいとはいえない。しかしながら、社会全体におけるインターネットの普及に伴い、死亡という転帰につながりうる物品の調達に、市販薬を含め、以前と比較して容易になっている点は否めない。令和 8 年（2026 年）5 月に施行予定の、改正医薬品医療機器法で販売規制の対象となる「指定乱用防止医薬品」に、本研究結果で最頻出であったジフェンヒドミンを含む 8 成分が指定されることとなり、その影響に関しては今後注視していく必要があるが、いずれにしても入手経路を完全に規制することは非現実的であるとも言える。我々医療関係者の立場としては、犯罪行為や乱用防止の

観点から、実態把握に基づいた、関係各所への注意喚起は継続的に必須であると考ええる。

E. 結論

本研究分担班では、令和2年（2020年）から令和6年（2024年）にかけての、原死因が医薬品中毒に該当すると診断された事例（ICD-10コード上、T36.0-T50.9）のうち、いわゆる市販薬が死亡に関与していると判断された事例について、事例毎に後ろ向きに分析を行い、個々の事例についての内容の後ろ向き調査を行った。当院にて取り扱われた、東京都23区内における医薬品中毒による死亡事例数は、全体（年間毎16000例強）と比較すると極少数であり、調査対象期間5年間においては市販薬が死亡に関与していると考えられた事例数は微増傾向を認めていた一方、年毎のばらつきも認められた。

本研究のテーマは社会的な側面が大きいため、今後も引き続き継続的に注視していく必要があり、研究期間終了後も経時的な事例数の増減傾向および事例毎の内容の検討を重ねたいと考えている。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1 論文発表

なし

2 学会発表

・監察医務院から見た市販薬関連死の実態. 多業種のための社会精神医学セミナー. 日本社会精神医学会. 2024年4月. 東京.

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

I. 引用・参考文献

なし

